

規範的言語観と文法*

渋 沢 優 介

1. はじめに

「規範」を「あるべき姿」、「文法」を「言語使用における規則」とすると、規範文法 (Prescriptive Grammar) とは、「ある言語の使用者が従うべき規則」とすることができる。また、規範文法は、言語政策や言語教育の基準となることが目的とされることから、学校文法 (School Grammar) とも呼ばれる。学校文法には、規範文法が伝統的に受け継いだ強い規則性が認められるので、学校文法は、規範的伝統文法 (Prescriptive Traditional Grammar) であるともいえる。

規範主義は「かくあるべき」という言語観の下、ある言語使用について「正用」「適切」「誤用」というような価値判断を下す。

本稿の目的は、様々な理由付けとともに批評されることの多い規範文法について、その成立、発展、普及について、英語の歴史をたどりながら、有用性が高いばかりでなく、実用性にも富み、さらには、教育面でも有用であるということ、多角的に考察することである。

2. 規範的言語観

規範文法の特徴として、文学作品、宗教関係書、学術書等を言語材料と

* 本稿の内容に関し、編集委員長の野村忠央先生、そして匿名の査読委員の先生には内容や書式に関する有益なアドバイスやご指摘をいただき、深く感謝申し上げます。残る不備・遺漏は筆者に帰せられるべきものである。

して扱ったため、品格のある文法観が規範として定着した。規範とは、「あるべき姿の規定」であるから、規範的言語観というのは、言語使用において「かくあるべき」という言語態度である。現代の言語学では、言語の実態をありのままに観察記述し、規則性を見出して説明を試みる研究が一般的であり、このような言語事実に基づく言語態度を記述主義という。

以下に、規範文法の規定としてよく話題になる具体的事項を挙げる。概説書にも載せられていることから、規範主義の主張は、しばしば目にすることがある。

- (1) I didn't find nothing.
(多重否定はI didn't find anything とするべき。)
- (2) To completely understand the situation requires more thought than he has given thus far.
(いわゆる分離不定詞 (Split Infinitive) は、正しくないの、特別な場合を除いてそれは避けるべき。)
- (3) If anyone is going to help, they should state their intention now.
(anyone, everyone, nobodyなどはすべて単数で呼応しなければならないので、theyはheにするべき。)
- (4) He wrote as if he was left-handed.
(as if節ではwasは仮定法のwereにするべき。)
- (5) go slow はgo slowly とするべき。形容詞と副詞の区別を厳格にする。
- (6) different than のdifferent は比較級ではないので、different from とするべき。
- (7) Do it like I doはDo it as I do とするべき。likeを接続詞として用いるべきではない。
- (8) between は前置詞で、between you and Iはbetween you and me とするべき。
- (9) It's me のmeは主格補語であるからIとするべき。
- (10) the youngest of the two はthe younger of the two とするべき。最上級は3つ以上のものに用い、2つのものには用いるべきではない。

ここに挙げたもの以外に、ラテン語文法書の8品詞を模倣して、英語に

おける品詞の数も8つとしたこと¹、文末には前置詞を残すべきではない等の規定が挙げられる。

このような考え方は、記述主義の立場からすると、言語の実態を反映していないことは明白であり、規範文法は、非科学的であると批判を受ける。

3. 規範文法の形成

「かくあるべき」という規範に対して、違和感を特段に持たないことも往々にしてある。この場合、当の言語使用が「慣用」として定着しているからであろう。そのような言語使用については、文法的に正しいとは言えないが、慣用的である。逆に、慣用的ではないが、文法的には正しいといった評価がなされる。

一般に、文法、統一性を欠く言語には、粗野で洗練されていないというイメージが伴う。文法体系が確立される前の英語は、統一性を欠いていたため、18世紀、啓蒙と学問の言語と見なされていたラテン語の文法を模倣して規範文法は作られた。後期近代英語期以降、イギリスにおける規範確立のねらいは、英語に正合性を持たせることに加え、誤用の排除であった。

18世紀のヨーロッパは、「理性の時代」であった。当時の言語学者の仕事が、言語の規則化と固定化とするならば、この目的を達成するために、アカデミーが設立され、国語の純化と規範の制定が行われ、辞書の編纂も行われた。イギリスでもアカデミー設立の計画があったものの、結果的には設立されなかった²。

渡部（2001: 63）は、英語の規範をイギリスにおける教養階級の「方言」と表現しているが、このことについてフランスの例を出して次のように指摘している。

フランスのアカデミー・フランセーズの提供する規範は、ブルボン朝の宮廷方言によるものであり、辞書が完成したのが、太陽王ルイ14世の時代である。つまり、王朝の最盛期に規範が確立したゆえ、その規範は絶大な権力を有した。その威信ゆえ、規範的言語観に異論を唱える者は、まれであった。

一方イギリスでは、ラテン語を模倣したため、英語との整合性がとれない部分も認められたが、ノルマン征服以降、英語自体が、一時的にイギリス王室から消えた時代もあったという歴史的背景もあり、規範の確立においてフランスとは事情が異なる。

しかし18世紀半ばからの産業革命に伴い、イギリスは世界最強の、まさに「太陽の沈まない国」であり、国際社会への台頭、列強との植民地をめぐる覇権争いも、言語政策の一環としての規範の整備を急がせた要因であった。

19世紀に入ると、資本家上流階級と、労働者階級の貧富の差が開いた一方で、階級が不定なものになった。階級間の移動が流動的になったことにより、階級方言の発展が認められた時代でもあった。

このような状況下で、高い自己開発意欲を持つ個人一般に求められるのは、上流階級の変種であった。上流階級の方言を修得するための規範文法こそ、当時のニーズに合う言語観であった（渡部 2001）。

このような英語の標準化（standardization）は、文法面だけではなく、語彙面、発音面³でも規定する動きが現れた。

語彙面の標準化に伴う最初の本格的な辞書は、Samuel Johnsonの*A Dictionary of the English Language* (1775)であろう。辞書の編纂には、膨大な時間と労力が要ることは容易に想像がつくが“Johnson’s Dictionary”は、ほぼ1人での編纂作業であったにもかかわらず、その編纂にかかった年月は7年であった。

これはフランス語の辞書編纂がアカデミーの発足後、半世紀以上の時間を要して編纂されたことを考えると驚異的なスピードである。この英語辞書は、語義の固定化、綴字についても大きな影響を与え、*A New English Dictionary*（後の*The Oxford English Dictionary*）の刊行にも大きな影響を及ぼした。

綴字や語彙・語法の固定化が一般化されると、その流れは文法にも及んだ。規範に基づいた最初の文法書は、William Bullokarの*Bref Grammar for English*（現代英語では*Brief English Grammar*）であろう。18世紀は理性の時代であり、言語観においても「理性」か「慣用」かという態度があった。

科学者、教育者でもあったJoseph Priestleyの、規範は現実に即したものであるべきという言語態度は、当時の言語学者から評価されるに値するも

のであり、*The Rudiments of English Grammar, Adapted to the Use of Schools* (1761)を出版した。

Robert Lowthは、*A Short Introduction to English Grammar with Critical Notes* (1762)を記した。Lowthは、文法の機能には、正誤を判定するlawのような働きと、表現の手段や技術を教えるartのような働きを持つとした。

Lindley Murrayの文法観は、理性と慣用とのバランスをとることであり、理屈に合わないことは慣用とする柔軟な態度であった。大切なことは無理なく万人を納得させるようなバランス感覚であるとした。このような言語観を持つMurrayの文法書は、英語の統一性の確立に大きく寄与し、*English Grammar, Adapted to the Different Classes of Learners: with an appendix* (1795)を出版した。

しかし、イギリスの場合、規範のよりどころとなる英語をどこに置くかが問題であり、規範の確立過程からしても、イギリスとフランスとでは事情が大きく異なる。また、教える側と習う側の立場を抜きに規範についての議論が進むことは無意味であるとも指摘している（渡部 2001）。

規範であるから順守することが望ましいのは言うまでもない。しかし、鈴木（2013）は、「規範文法を批判する者も、規範的なルールにほぼ従っている。ルールを無視してスポーツが成り立たないのと同様に、規則を無視して言語は成り立たない。ただし、言語は、スポーツと違って勝敗を決しない分、多少のルールの乱れに寛容である」としており、規範的態度の順守されるべき側面と、多少寛容である側面があるという点を指摘している。

言語における規範には、Lowthの指摘のように、lawのような側面と、artのような技術、つまり知識ではなく「かくあるべき」「かくあるほうが望ましい」というような経験則に基づく二面性が認められる。

4. 規範文法に向けられる批判

確かに言語科学の目的を、言語実態に基づく実証的研究とするならば、規範を掲げ、それを基準に価値判断を下す規範主義は、非科学的であろう。

科学的な言語研究とは、ある言語事象をありのままに観察記述することであるから、規定に照らし、価値判断をすることではない。ゆえに、「科学

的な記述」と「非科学的な規範」は、対をなすというのが一般的である。

規範か記述かという二者択一的な意向が、しばしば話題になり両者の区別が言語学の入門書にも取り上げられている。概説書においても見られることから、ポピュラーな話題であるといえる。同時に、このような類書において、記述主義の優位性について述べられていることが多く、このことについては Aitchison (2005: 4-5) からの引用を以下に挙げる。

First, and most important, linguistics is descriptive, not prescriptive. Linguistics are interested in what is said, not what they think ought to be said. They describe language in all its aspects, but do not prescribe rules of 'correctness'. It is a common fallacy that there is some absolute standard of correctness which it is the duty of linguists, schoolmasters, grammars and dictionaries to maintain.

(第一に、そして最も重要なことは、言語学は記述的であり、規範的ではないということである。言語学者は、現実には話されていることに興味を持ち、かく話されるべきだと考えられることには関心を抱いていない。言語をそのあらゆる側面から記述するが、正しさの規定を定めることはない。何か絶対的な規定が存在し、それを守るのが言語学者や学校の教師、そして文法書や辞書の義務であるといったような誤った考えが一般にある)

また、Swan (2005) では、規範主義の問題点は、ことばの使用をかくあるべきと伝えるばかりでなく、強制的に押し付けることであると指摘している。規範を強制するという点においても、規範主義は批判を受ける。(科学的研究手法をとる記述主義は、矯正の強要はしない。)

規範確立期の時代背景を考慮すれば、その理由を読み取ることができようが、適切な社会を目指すためには、不適切なものは排除されるべきある。つまり、正しい英語を目指すとき、誤用は排除されるべきという考え方が根底にある。

記述主義を規範主義に優先させる理由として以下のような理由が一般に挙げられる。

- (i) 一般に科学は、あるべき姿を論じるのではなく、現実の姿を観察記述しようとするものであり、言語学もその例外ではない
- (ii) いかなる言語社会も記述されるべき文法をもっているが、すべての言語社会が規範文法を持っているとは限らない、あるいは必要としているとは限らない。実際に、規範文法をもっていない言語社会は多く存在する。英語の規範文法も18世紀の人為的な産物にすぎない
- (iii) 規範は価値観を含む「道徳」に近いものであり時代や地域によっても変動し、「道徳」は科学になじまない

現代の言語学では、記述主義的な立場をとるのが一般的で、言語実態をありのままに観察記述し、その中から帰納的に法則性を見出して説明を試みる研究が一般的である。誤用については批判するのではなく、なぜそのような事象が生ずるのかを科学的に分析、検討してその法則性、規則性に注目する。

反規範主義の代表格として、Pinker (1995) が挙げられる。Pinkerは、規範文法に向けて、ある単語を日常的な文に配列にする時必要になる装置について考える科学者にとって、規範的ルールは付随的な飾りにすぎない。(規範的ルールを) 教え込む必要があるという事実自体が、言語体系の自然な仕組みとは異質な存在であるとし、規範的ルールは人間言語の本質とは何の関係もないとしている。やはり、非科学的であるということが批判を受ける最大の理由なのであろう。

規範か記述かという、二項対立的な議論がなされる場合がある。記述主義からすると、規範主義は人為的に作られた規則を一方的に押し付けていると主張する。ことばの規範意識というのは、価値観の相違の範疇であり、レジスターに応じて使い分けることが可能である。むしろ、使い分ける方が自然であり、レジスターによる使い分けが可能であるという点で、他の社会規範とは性格が異なり、規範と記述を二項対立的に論ずるのは本意ではない。

5. 規範文法は非科学的か

規範文法が批判される要因に、その非科学性が挙げられる。しかし、英

語の規範文法確立までを考察してみると、この考えは再考に値する。

規範文法は、理性を重要視する18世紀のヨーロッパにおいて、Priestleyの現実に即した規範を制定すべきという言語観、Murrayの理性と慣用を総合的に折衷した言語観、さらにはLowthの、規範には従うべき側面と、経験に基づく側面との二面性があるという柔軟で科学的な観察記述の下、確立した産物であるといえる。さらには、時代の変化に伴う、言語変化にも臨機応変な態度を向けたことも、批判を受けつつも一定の評価を得ている要因である。

このようなことを勘案すると、非科学的であると批評される規範文法であるが、特に、時流のニーズに合った言語観であるという点において科学的観察を経て確立した産物であるといえる。

渡部(2001)では、規範を教養階級の方言とし、規範のよりどころを議論する際、科学的な記述観察を考慮すべきことは言うまでもないとしている。ここでいう「方言」は「変種」とも換言でき、教養変種ともいえよう。産業革命を経たイギリスでは、階級が不定のものになり、その結果、階級変種が発展した。英語の拡散に伴い、World Englishesと複数形で表記されることも一般化し、今日では、地域的な特徴を有した地域変種の発展が顕著である。

そこで、一般性の高い変種こそ、規範にふさわしく、教養変種がそれに値するのではないか。

6. まとめ

本稿では、規範と記述という二項対立的な議論がなされてきたことについて、言語における規範とは、他の社会規範とは異なり、レジスターに応じて使い分けることが可能で、望ましいということを指摘した。渡部(2001: 61)の指摘する通り、規範文法を教養階級の変種とするならば、言語学的には他の変種と同位であり、優劣をつける必要はない。

今日、lingua franca(共通言語)となった英語の規範として求められるのは、どこでも通用する一般性の高い英語であり、社会的に優位性の高い変種を基に、適切さを判断する基準となる文法体系であろう。したがって一般性・汎用性が高く、高い権威を有する規範文法こそ基準としてふさわし

いのではないか。

また、非科学的と批判を受ける規範文法であるが、規範の確立にあたり、結果的には渡部が指摘するように、自然淘汰の結果であるが、科学的な記述観察の結果生じた産物であるともいえる。

多少の欠点や不備が認められるにもかかわらず、伝統文法とも呼ばれる規範文法の存続が意味していることは、伝統的に先人が積み上げてきたものの方向付けが正しかったということであろう。権威のある辞書と文法書に規範を求め、Johnsonの辞書とMurrayの文法書によってそれは具現化された。

理性か慣用かという時代、Priestlyの「規範は言語事実を反映させたものであるべき」という言語観、Lowthの「言語規範には多面性がある」という言語観、Murrayの「時代のニーズを科学的に観察し、社会が慣用優位に働くのであれば正用とすればよい」という柔軟な言語観が、言語と社会の実態に即した結果、規範が有用性を持ち、さらには、実用性も伴うということを指摘した。

glamourという語は「魅力」を意味するが、「文法」を意味するgrammarの異形である。また、『シブリー英語語源辞典』のglamourの項には、「うっとりさせる魅力、魔法；魅了」との記述がある。これが、grammarに変わると、子供たちがいやいや勉強することを意味し、ギリシア語gramma(文字)は、中世にはgramarye(魔法の技、魔術)と関係づけられたとの記述がある。

grammarの語源に遡ると、規範を強いるような側面が認められる一方、多くの言語使用者たちを惹きつける魅力が文法にはあるのであろう。学習者を含む言語使用者を魅了する普遍性を有するのが規範的言語観ではなからうか。

規範文法というルールが求心力を兼ね備え、多様な変種(World Englishes)が認められる今日、World Grammarsのひとつとして、規範文法が担う役割は決して過小評価されるべきものではない。

注

1. 伝統的なラテン語文法書の8品詞をまねて、英語の品詞の数も8つとした。英単語は、いずれの語も名詞・代名詞・形容詞・動詞・副詞・前置詞・接続

詞・間投詞に属するとされた。

2. イギリス 1712 年 Jonathan Swift の「英語を矯正し、改良し、確定するための建議書」(‘A proposal for correcting, improving, and ascertaining the English tongue’) が有名である。
3. 発音面における標準化は John Walker (1732-1807) によるところが大きく、*A Critical Pronouncing Dictionary* (1791) は、権威のある発音求めた 18 世紀のイギリスにおいて大きな影響を与えた。Walker の方向付けた「正しい発音」は後に (18 世紀から 19 世紀にかけて) Received Pronunciation (容認発音) の生まれる基礎となり、現代の英語においても大きな影響を与えている。

参考文献

- Aitchison, Jean (1994) *Linguistics*. Tokyo: Hituzi Syobo.
- 古田直肇 (2015) 『英文法は役に立つ!』 横浜: 春風社.
- グノイス、ヘルムート (2003) 『英語学史を学ぶ人のために』 大泉昭夫 (訳)、京都: 世界思想社.
- 石黒昭博・山内信幸・赤楚治之・友次克子・北林利治 (1993) 『現代の英語学』 東京: 金星堂.
- 松浪 有 (編) (1995) 『英語の歴史』 (テイクオフ英語学シリーズ 1) 東京: 大修館書店.
- Mittins, W. H. L., Mary Salu, Mary Edminson and Sheila Cayne (1970) *Attitudes to English Usage*. London: Oxford University Press.
- 岡田信夫・南出康世・梅咲敦子 (編) (2010) 『英語研究と英語教育』 東京: 大修館書店.
- Pinker, Steven (1995) *The Language Instinct*. New York: William Morrow and Company. (『言語を生み出す本能 (下)』 椋田直子 (訳)、東京: 日本放送協会.)
- シップリー、ジョーゼフ T. (2009) 『シップリー英語語源辞典』 梅田修・眞方忠道・穴吹章子 (訳)、東京: 大修館書店.
- 鈴木雅光 (1999) 『例外の文法』 東京: 東京精文館.
- 鈴木雅光 (2013) 「規範文法について」『東洋大学文学部紀要英語コミュニケーション学科』 第 13 号、39-51.
- 鈴木雅光 (2013) 「規範文法はなぜ減びないのか」『東洋大学大学院紀要』 第 49 集、405-421.
- Swan, Michael (2005) *Grammar*. Oxford: Oxford University Press.
- 渡部昇一 (1965) 『英文法史』 東京: 研究社.
- 渡部昇一 (2001) 『渡部昇一小論集成【上】』 東京: 大修館書店.
- 八木克正 (2007) 『世界に通用しない英語』 東京: 開拓社.
- 八木克正 (編) (2007) 『新英語学概論』 東京: 英宝社.

山内信幸・北林利治（編）（2014）『現代英語へのアプローチ』東京：英宝社.

辞書

The Oxford English Dictionary, 2nd edition (1989) Oxford: Oxford University Press.

（東洋大学非常勤）

alohawaiian.english@gmail.com